2008/03/05

地域管理経営計画等（案）についての意見の申し立て書

1　意見のある森林計画区　渡島檜山　森林計画区

（計画書名：地域別の森林計画変更計画書（案）
ならびに上記森林計画区の伐採造林計画簿）

2　意見書提出者

団体名　（社）北海道自然保護協会
代表者名　会長　佐藤　謙
住　所　060-0003 札幌市中央区北３条西 11 丁目　加森ビル５（６階）

3　意見の要旨及び理由

（１）奥湯ノ岱 2355 および 2356 の両林班における天然林施業・天然林伐採は決して計画すべきではない。その理由は以下の通りである。変更計画書（案）における計画事項（１頁）では、「ブナ、ヒバの天然林については、生物多様性の保全に資する観点から、伐採の計画は行わないもの」とされ、「天然生林施業にあたっては主伐（間伐を含む）を計画しないもの」と明記されている。ところが、伐採造林計画簿 73 頁では、奥湯ノ岱 2355・2356 の両林班において林齢それぞれ 161 年あるいは 151 年のブナを主体としてイタヤなどが混生するブナ天然林を伐採する計画とされている。これらの林班は、土砂流出防備保安林とされた天然林地域にあり、しかも尾根筋に残されたブナ原生林に被われており、伐採計画は変更計画書（案）の記述と全く一致しない。その上で、両林班は、一昨年度の伐採について越境伐採や過剰伐採などの諸問題が大きく指摘された林班そのものであるので、これらの林班で以前の伐採に加えてさらに伐採（今回の伐採率それぞれ 25%と 15%）を重ねる計画は、目を疑い、悪質に過ぎるものと判断する。したがって、この計画は、国民の注目を集め、大きな批判を受けるに違いない。

（２）カラマツ、トドマツ、ヒノキアスナロ（ヒバ）、その他の針葉樹人工林における人工林施業では、混生する広葉樹を伐採すべきではなく、伐採予定地に至る搬出路は広葉樹を含む天然林地域を通過すべきではない。その理由は、以下の通りである。変更計画書（案）における計画事項（１頁）において、「育成複層林施業を積極的に推進し、人工林において針広混交林に誘導するために上層木の抜き取り等を実施する」という趣旨が明記されている。その趣旨から言うならば、伐採造林計画簿 10 頁に示された濁川 135 林班において、植栽されたカラマツと共に広葉樹も伐採対象とされた伐採計画は、変更計画書（案）の趣旨と全く一致しないので、中止すべきである。

また、伐採造林計画簿を見ると、前記 135 林班を除く人工林ほとんどの林班・林小班において、植栽木だけを伐採する計画と明記されている。それに対して、人工林施業予定地は、尾根筋や沢筋に設けられた保護樹帯に介在する場合と保護樹帯が設けられていない斜面全体を林班・林小班とする場合があり、さらに林道との間に天然林地域を挟んで点在する人工林地域（林小班）の場合もある。これらの状況下で人工林施業を行う場合、変更計画（案）の趣旨から言えば、まず、天然林に被われた保護樹帯を全く傷つけない作業が必要であり、保護樹帯のない場合には植栽木以外の野生樹種を慎重に残すこと、尾根筋や沢筋、林小班の辺縁部は伐採しないことなどの慎重な作業が求められる。国有林における今までの人工林施業でしばしば認められる「支障木伐採」は、人工林施業においても野生の有用木・天然林の広葉樹をも伐採してきたが、これは、貴局が改めて明言した趣旨から言って許されることではない。以上は、搬出路の設定に関しても慎重な事前計画を必要とする。以上の伐採結果や、土砂の崩

壊や流出などの事後影響などについて、私たちは、伐採に関する検証を必ず行う予定である。

（３）貴局には希少種保護の指針の一つとして「クマゲラ及びクマタカ・オオタカ生息森林の取扱い」（変更計画書（案）１頁）がある。この「取扱い」自体に関して、私たちは、一定面積の生息環境を必要とする希少な鳥類や猛禽類を保全する観点から種々の問題点を認めるが、それについては近々、別途まとめた意見を提出する。

しかしながら、この意見書では、次の点を問題視する。まず、クマゲラについては、５０ｍという短距離での伐採によって営巣を放棄した事例が多々あるので、クマゲラの生息地では基本的に森林施業を避けることが必要と考える。

次に、貴局が自ら作成した「取扱い」に即するならば、上記３種の実効ある保全対策を講ずべきであり、計画段階で生息に関する詳細な現状調査を行うべきこと、もしも生息を確認した場合には伐採を即座に中止すべきこと、これらが必要になる。

以上を補足すると、森林官が上記の希少鳥類について十分な知識を持って現地を調査し、その上で伐採計画を立てたのか、すなわち、森林施業予定地に上記種が生息しないと判断した上で計画が立案されたのか、変更計画書（案）ではこれらが明記されていない。また、実際には業者任せになる実際の伐採に際して、民間事業者が上記の希少鳥類を新たに確認できる能力を持つのか、あるいは生息が確認された場合に伐採を中止するのか、それらも変更計画書（案）には明記されていない。しかし、貴局自らの「取扱い」に即するならば、森林官が詳細な現状調査に基づいて伐採計画の立案を行っており、民間事業者は十分な希少種に関する知識を持っているに違いない。

しかし、もしも、それらが不足であるならば、森林施業の前提として施業の実施前に、クマゲラ、クマタカ、オオタカの専門家による現状調査がなされていることが肝要である。これは天然林施業だけではなく人工林施業を含み、あらゆる森林施業に関わることである。私たちは、この「取扱い」に関しても、事前調査・事後の検証を考えるので、その際には、即座に入林を許可願いたい。